

令和3年度 第4回 公共事業等審査会答申協議 議事録

日 時 : 令和3年12月14日(火) 14:00~17:00

場 所 : 神戸市立生田文化会館 2階大ホール

《継続事業の説明、質疑》

(1) 下水道事業 兵庫東流域下水汚泥広域処理場

○会長

ありがとうございました。継続事業の御説明をいただきましたが、事業費が250億円から480億円と当初より相当上がっています。今回、増額の理由を御説明いただきましたが、それ以上に何で増額に至ったかという分析が加わっていたということにお気づきになりましたでしょうか。これは、ものすごい歓迎される対応だと思い、コメントをさせていただきます。

委員の先生方から御発言ございませんでしょうか。

○委員

機械と電気のことについて伺うのですが、最初、新仕様による設備を導入することで、固形燃料を売却し、収入も入ってくるというような話でしたが、200年ぐらい使うととんとんになるかなという感じの話でした。その辺、もっと利益がでるような、さらに新しい設備にすべきということにならないのか。そうでなくて、今まで環境を汚染していたものが、環境を汚染しないようなものになるので、環境に貢献する要素が大きいから、これが、今求められている新仕様なんですと、そういうことになるのか。その辺のところを説明してもらいたいと思います。

○県

売却益で、投資した分がペイできるとなれば一番理想的でございますけれども、売却益というのがそんなに大きなくて、逆に大きいのは、今まで年6,000tの焼却灰を処分していたものが処分しなくてよくなるということで、5,000万円近くのエコ性を発揮して、これを20年、30年続けると、何十億円という単位になります。

ただ一方で、投資額が非常に大きいという御指摘かと思います。その中では、実際、環境面において、地球温暖化ガスであるCO₂を18,000t削減できるということ、そ

して、その処分はお金だけでなく、本来、海へ埋め立てていたものを循環して利用できるということになりますので、そういったリサイクルということの有効性もございます。

それと、バイオマスエネルギーとして使うことによって、石炭の使用量あるいは、発電された電力が減らせるという効果がございます。ただ、今のところは、それをお金に換算するというはやっておらず、実際に入ってくるお金だけをカウントしています。

ただ一方で、今の焼却炉のまま改築するのと、今回のように、新しい技術を導入して改築する場合の比較は、前面スクリーンに参考で表も出してありますが、環境へのメリットも、プラス要素として捉えて、相互比較した中で、この案が最もいいということで、ただ、こういう対策だけ見たときにペイできているかということ、公共事業ですので、そこはペイはせずに、公共的な投資でやると、そういう考え方でございます。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ほかにもございますでしょうか。

○委員

必要性の2つ目、②で、「新下水道ビジョンが、平成26年の7月、下水道法が27年5月に改正され、エネルギー有効利用を促進することが求められている」という記述があるのですが、この計画を立てた段階では、下水汚泥のエネルギー有効活用を推進するための、機械とか設備を既に設定しておられたのではないかなと想像するんですが、その時点では、まだ、新技術についての事例は少なく事業費の算定が少し低かったと、判断したらよろしいのでしょうか。

○県

まず、新下水道ビジョンが平成26年7月でございます。これは、国のほうで、これからの下水道をどういうふうな方向性で政策として進めていこうかということを決めたものでございます。その中に、循環型社会の構築に貢献するというのを4本柱のうち1つということにしまして、その下で、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化ということを位置づけたということが一つございます。その上で、平成27年下水道法の改正がございまして、ここで、下水道管理者に対して、努力義務ですけれども、基本的には発生する汚泥等は有効に利用することに努めることとするということが、明文化されました。そういったことを受けまして、この兵庫東はかなり老朽化が進んでおって次の改築を早くしなければということで考えておったところでございました。やはりもともとは、なかなか

かコストがかかるということで、非常に悩みながら検討していたところなんですけど、ここで法律改正ということでも舵を切られたということが平成27年でしたので、その後、少し時間がかかったんですけども、平成31年度に当審査会に審査をしていただくまでに至る2年の間に、決断をしたと捉えていただければよろしいかと思えます。よろしいでしょうか。

○委員

バイオマスなり固形燃料なりの新しい施設を追加していこうというような決断のもと、その方向性が見えた中で補足資料の1ページ目のアのところの施設の整備事例が少なく、当初の事業費と大きな差が出たという形で理解していいということですよ。

○県

そうです。なかなか予測が難しい条件であったというふうに考えております。

○委員

解りました。ありがとうございます。

○会長

当初の見積り、例えば1社から簡易仕様を基に徴収し、それから詳細仕様に対して3社から徴収し、両者に相当な差が出ているということは、やはりこれは、見積りの甘さという指摘は受けられると思う。それは、やっぱり説明ができないといけないところだろうと思います。したがって、もともと実績はなかったので見積りが少ないというのみならず、機械とか電気とか設備面というのは、仕様が決めればかなりきれいに数字が整ってくるはずのもので、ここで大きな差が出てくるということは、やっぱり信頼性向上に対して、改善が必要だというふうに受け止められてますので、ここは埋めていただきたい。

○県

ありがとうございます。過去の実績の詳細仕様との違いを十分確認の上ということで、振り返りますと、出た数字を採用していたというのがあるんですけども、その仕様までを確認しながらやっていくということが反省点で考えておりますので、以後はそういうことを踏まえてやっていきたいというふうに考えております。

○委員

事業委託先の日本下水道事業団というのは、どういう性格のものですか。何を申し上げたいかという、当初の見積り仕方の仕方など、読み切れないところはあると思いますが、県だけでなく、事業団にも同じようなアプローチを望まない、こういう事業委託がまたあった場合に同じような結果が出てくると思います。こういった事業については、

そこの連携を今後うまく進めて頂く必要もあるかと思い、御質問させていただきました。

○県

まず、日本下水道事業団は、地方公共団体が出資して組織されているという団体でございます。要は、下水道業務を専門的に行うということで、各自治体の支援をするという団体でございます。下水道事業団法という、法律で規定された下水道業務を行うことができる唯一の法人でございます。というわけで、信頼性は非常に高い組織で、今回、新技術と大規模ということで、県からも委託をしたということでございます。

そしてもう一点、日本下水道事業団が今後も事業費の算定等をすることもあり得るだろうということで、もちろん、今回の事案についても、今後の事業に活かすということを掲げたわけですので、今後、我々も日本下水道事業団とともに、連携してやっていきたいというふうに考えております。

○委員

ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。ウェブのほうから、何か御指摘ございますか。

○委員

補足資料の9ページの残土処分のところで、トン当たりの汚染土の処分費用が通常の建設残土と比べ約2.5倍かかるということですが、土壤汚染対策法の許可を受けた処分場は、県内で少ないからこんなに高くなるんですか。それとも、汚染状態に応じた処理代が非常にかかるということなのでしょうか。

○県

少ないというのは、確かにおっしゃるとおり事実でございますけれども、実際、汚染土を処理するために法律の許可がいるということは、かなり処理場が厳格な密閉機能等を持っていないといけないということで、そういった処理場を開設するために非常に経費がかかっているということで、通常の建設残土の処分場よりは非常に高い単価になっておるといふふうに認識しております。

○委員

汚染土の場合は、2.5, 000円/tぐらいかかるということによろしいですか。それとも、今回の汚染土だから特に高かったということですか。

○県

今回、土量が非常に多く、兵庫県内ではほぼ1か所しか短期間に受け入れるところがな

くて、実際のこの見積額は、ここの単価しか調査はできておりません。それ以外、数か所、県内に汚染土を受け入れられるところがあるんですけども、そういったところは、汚染土を機械処理等するような処理場ばかりのため受入れ可能量が非常に小規模です。ということで、そちらの単価は把握できておりません

○委員

土量が多いので1か所だけ見積りをしたと。今回、量が多かったからということですかね。

○県

受入れが可能とリサーチできたところが、ここ1か所であったということでございます。

○委員

機械設備とかは、三社見積りをしているので、汚染土についても見積りを徴収してもいいのかなという気もしますが、今後の話としてどうなんですかね。

○県

実施にあたりましては、実際搬出するときに、あらためて見積りを徴収して決定するということになりますので、そこで確認を取るようになることになります。

○委員

ありがとうございました。

○委員

「別の工事において汚染されていることが判明し、本事業区域の土壌についても汚染されていると想定したため」ということなんですけれども、これは、現時点でもあくまで想定ということなんですか。実際の調査で確認をされているということではないということでしょうか。

○県

実際には、まだ調査をしておりません。ですから、現時点でも想定でございます。これは、工事に着手する前に環境部局に届出をするという法律のルールになってございまして、その上で、環境部局から汚染のおそれがあるため調査をしてくださいという話になって、それから、調査して、その結果を環境部局へ提出してあらためて判断していただくと、そういう流れになります。

○委員

調査結果によっては、施工の方法が変わり得るということによろしいですか。

○県

もし、土壌汚染対策法に規定されている基準を一切超えないという結果が出れば、変わ

ります。その場合は、従来工法でできると思いますけれども、その数値が基準を超えれば、恐らく、基本的にはこの工法はこれ以上軽減する方法はないと考えております。

○委員

解りました。

○会長

それでは、ここで議論が尽くされたと考えさせていただいて、この事業、見積りの甘さの指摘等もございましたし、それから、カーボンニュートラルに対しての前向きな対応ということの評価もいただきました。

それから、土壌汚染については当初は想定していなかったと、これはアディショナルなコストになっているんだろうなと思いますが、非常に事業としては負担が大きいところになっていると想像されます。これを適切に対応していただきたいという御指摘と理解します。

これで、継続妥当と判断してよろしいでしょうか。

(「継続妥当」の声あり)

○会長

それでは、この事業は継続妥当と、この委員会では判断させていただきます。

先ほど、分析で御説明いただきましたように、この事業の検討をもって県の内部の精査能力を高めていただくというのに積極的に御活用いただきたいということを願います。ありがとうございました。

《新規事業の説明、質疑》

(1) 連続立体交差事業 山陽電鉄本線(高砂駅～荒井駅付近)

○会長

ありがとうございました。本件につきまして、委員の先生方から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

最初に手続のことですが、これは、国のルールに乗らざるを得ないというような事情なのですか。評価調書を見ていると、準備段階と言いながら総事業費が350億円と見積られている。着工準備ということであれば、ここからスタートして、着工の前段階でいろんな精査がされて総事業費が出されるのかなと。そうすると、今後、展開する中で、事業費がまた大きく変わらないかというような心配や、着手時期、完成時期が未定だけど、事業

費は決まっているというようなことをどう評価したらいいのかなという感じがして、手続と絡むことだと思うので、教えていただけますか。

○県

着工準備でする調査以前に、予備的な調査を県が主体となっていており、この区間で、どれぐらいの工事が必要なのか、どれぐらいの工事費になるのかというのを県独自で算定しております。今後の着工準備ということになると、実際、鉄道事業者に設計等を委託して、設計してもらいます。

今回、新規事業評価ということでお示ししていますが、やはり、具体的に構造ですとか、どんな工法でどれぐらいのボリュームの事業になるのかというのが、今後変わってくると思うんですね。それが判った段階で、再評価としてもう一度この場で皆さんに御審査いただきたい。

○委員

なぜ、連立事業だけそういう手続になるのかと。国費を充てるためには、そこを通過しないと手続きが整わないとか、その辺の理屈があるのかということを知りたい。

○県

国が連立事業については着工準備という制度を設けてます。それで、国が地方に補助金を出すに当たっては、非常に大きな事業になりますので、国独自で新規事業評価を実施します。連立事業だけ、そういう着工準備という制度があります。

それと、国から新規事業評価の後は県が再評価すると定められています。だから、国が行う新規事業評価、その5年後には、県による再評価の審査結果を国に報告するということが出てまいりますので、県が新規事業評価をする前に、再評価をする可能性もあり、それは判然としないと思います。そういう不整合が見られますので、着工準備の新規採択を国に申請する際に、国に合わせた形で時系列的にも整合が取れるようにということで、今回、見直しを行いたいというところです。

○委員

解りました。国費の率分等には影響しないけれども、国に合わせたタイミングでやるということによろしいわけですね。

○県

そうですね、国と合わせた形でやっていきたいというふうに思っています。

○委員

ただ本当に、着工時期や完成時期も分からない。少し不思議な感じはしますね。

○会長

例えば、350億円という事業費をここで試算している。にもかかわらず、「後でもっと詳細が判明しますから、これとは異なります」ということをおっしゃられると、この事業規模が適切かどうかという判断というか、説明性がどこかに飛んでしまいますよね。ですから、この350億円は県として調査した結果こうでしたということだったら、それは、ちゃんと説明をしていただくべきであるし、それから、次、詳細設計をしたときに、多分プラスマイナスが出てくるだろう。しかし、そのプラスマイナスをできるだけ小さくするという努力が一番重要であり、それが県民に対しての説明性だと思います。ですから、350億円が、当然のことながら後では大きく変わるんですよとおっしゃられると、どう判断していいか分かりかねるということになるので、もう一回、御答弁していただけますか。

○県

はい、県が予備調査を実施しました。この2年間でやっています。この中で、設計をしまして、事業費350億円というのは、我々として、現段階でできる範囲で精緻に積み上げて出したものですので、これが大きく変わるものではないというふうには思っております。

○委員

それに関連して、この350億円というのは、別の事業者の負担が含まれているという説明でしたね。そうだとすると、350億円のうち、県がやるのは11ページで見ると153億円、そうすると、200億円ぐらいは鉄道事業者の事業費で、それは、相当変わる可能性があるかもしれないけれども、県が負担する部分については、もうちょっと自信を持ってみていいと思う。こういうことかなと思って聞いておったんですよ、どうでしょうか。

○県

B/CのCの部分になりますが、これは、建設年度を仮定して、年を追うごとに割引率というものを掛けますので、350億円とは一致しないものです。先ほど、私が御説明いたしました鉄道事業者の負担ですけれども、この地区ですと一般的に工事費に対して4%程度は鉄道事業者が負担するということになっております。

○会長

今の御指摘は、私の指摘と大分リンクしているところはあるように感じてお伺いしてたんですけれども、これだけ費用がかかりますと、その理由を明確に説明できるようになさっておかれたほうがいいのか、そうあるべきだという御指摘だと思いますので、お願い

いたします。

○県

はい。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

この総事業費350億円の4%ぐらいが鉄道事業者分を占めていて、それを含めて350億円になっているということですかね。

○県

そうです。

○委員

それで、評価調書の1ページのB/Cのところ、ここは鉄道事業者負担は含まないので、Cのところにそれが入ってないだったら、その旨を明記したほうがいいのかと思ったんですけど、どうですか。

○県

そのように記載いたします。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

同じところで、利益のほうですが、これは完成年度見込みが出てないということで、なかなか計算しづらいんですけど、便益が出ているということは、ある程度の年を想定されていると思うのですが、そこで、播磨臨海地域道路の完成が考慮されているかどうか。これができると非常に交通量が増える可能性もあるんじゃないかと思うのですが、そこについて教えていただけますでしょうか。

○県

はい、便益を想定するときには、将来交通量を出しますが、播磨臨海地域道路が開通したという前提で、交通量推計をしております。

○委員

スケジュール感としては、播磨臨海道路ができるのが着手してから20年後みたいな話になっていると思うのですが、そこには当該事業の完了が間に合うぐらいのイメージということよろしいですか。

○県

連立事業は着手後、用地買収から工事の完成まで、おおむね20年から25年は要しております。我々もBを目指すときは、想定の中でこれぐらいの年数はかかるだろうと、こういう中で便益を算出しております。

○委員

詳細な情報を今求めているというよりは、算定条件として考慮されていて、かつ期間についても今後示せるよう努めてもらえることを確認できれば結構です。

○県

はい、播磨臨海地域道路と恐らく、完成は近いような年数になると思います。それで、播磨臨海地域道路が完成した後に、発生する交通も便益として見ております。

○委員

解りました、結構です。

○会長

そうすると、20年かかるということですか。最初の御説明で、この事業の必要性については、県民の皆さんの安全と利便性の確保のために重要な事業だという説明が、パワーポイントでお示しくださった。それを20年でやりましょうというのは、適当なんですかね。

○県

そうですね、県の予算の問題もありますし、実際、現地で工事を実施していくというスピードも考えますと、過去の事例から申し上げますと、工事で15年ぐらい、用地買収で5年、合わせて20年ぐらいは、かかっております。公共事業でやりますので、恐らくそれぐらいはかかるのかなというふうに想定しております。

かなり時間はかかるんですけども、関連事業として行う周辺整備は、これはまた別の事業ということで進めますので、平行して急ぐものは急いでやるというふうに考えております。

○会長

多分、できるだけ速やかにやっていただきたいというのが県民の願いかなと思います。

○委員

11ページですけれども、費用のところ、鉄道事業者負担分は含まないということなんですけど、鉄道事業者4%という数字が出されていたので、このCの値は、今出ている153億円からそんなに大きくは膨らまないと考えてよろしいのでしょうか。鉄道事業者分

入れたとしてもです。

○県

そうですね、事業者負担を入れたとしても、数パーセントになりますので、そんなに大きく変わるものではございません。

○委員

解りました。

○委員

着工準備というのが、スケジュールを見ると、7年ぐらいいは見込んでいようになっています。着工準備とは一体何をやる期間なんですか。その期間で用地買収なんかも進めていくのですか。

○県

着工準備といいますのは、まず、鉄道を高架化するには、都市計画決定をする必要がございます。都市計画決定をするための調査・設計を行うというのが、着工準備の段階になります。これから、詳細な測量とか土質調査、それと、鉄道施設、あるいは周辺道路の設計等を時間をかけて行うと。それと、都市計画手続というのが、かなり時間がかかると思います。都市計画決定をして、ようやく事業ができるようになります。そこまでを着工準備というふうに言っております。

○委員

このぐらいの規模の連立事業だったら7年以上かかるというのが一般ですか。

○県

そうですね、これも過去の事例ですけれども、平成17年度に完成しましたJR加古川駅の連立事業、これは、着工準備から事業着手までの間が、約8年かかっております。

○委員

解りました。

あと、鉄道が絡む道路事業等で、「工事の手順等が鉄道を通しながらとなるためと費用が上がりました」みたいな案件がこれまでも何度かあったかと思うのですが、県独自で今、試算をしているという段階で、鉄道事業者へのヒアリング等が行われた上での事業費なんでしょうか。

○県

この工事の350億円という額は、県と市と山陽電鉄が連絡会議等を開いておまして、その中で、こういう考え方で、こういう設計をしますという説明をして、鉄道事業者と

は意見交換をしながらまとめ上げたものです。

○委員

ということで、後から想定外のことでぼんと上がるというようなことは一応ないというふうな位置づけの額ということですね。

○県

はい、そうです。

○委員

了解しました。

○会長

ありがとうございます。

(2) 連続立体交差事業 JR山陽本線(東加古川駅付近)

○会長

ありがとうございました。それでは、御意見をいただきたいと思うのですが。

○委員

事業区間中に、線路の上を跨いでいると思われる道路が2か所ぐらい出てきているんですね。そのための工事費も事業費に入っているのですか。また、既にできている加古川駅側の高架と、当該事業区間との短い区間で高架区間が外れる場所があるのは、どうしてでしょうか。あと、(1)山陽電鉄の連立事業の事業区間の2.5キロと、この東加古川の区間が3.7キロで、総工事費を見ていると、何となく高砂駅周辺の高架工事の工事費のほうが安そうに見えます。これは、工事の構造が違うから、そういう単価になっているのでしょうか。

○県

まず1つ目、今、道路が鉄道の上を通っていますが、道路の高架を落とし、鉄道を高架化します。道路は地べたを走るという、そのような工事を行います。これを逆転立体と呼んでおりますが、その工事費も総事業費480億円の中に入っております。

2つ目ですが、当該箇所周辺では区画整理事業で比較的新しい街区が出来上がっておりまして、そこを事業区間に含めると非常に大きな影響が出てまいります。そこで、野口小学校のところの架線橋をコントロールポイントとして、事業区間を決めました。

3つ目ですが、当該事業で約102億円/km、(1)山陽電鉄の連立事業は約112億円/kmということになります。当該事業では駅を1つ橋上化します。山陽電鉄は、駅は2

つであり、この点も影響してきているのかなというように思います。

○委員

ありがとうございます。

○会長

B/Cの算定のときに270億円、これは県が負担されるものというふうに、先ほどの説明がございましたよね。

○県

270億円というのは、現在価値に置き替えたもので、事業費として記した480億円と現在価値化した値とは捉え方の異なるものです。先ほど、委員がおっしゃった480億円全てを県が持つのかというお話であれば、約3%か4%は鉄道事業者が負担する。それと、残りの分を10分の5.5、約2分の1は国費。残りの半分を県と市が負担します。

○会長

解りました。ありがとうございました。

○委員

明石と姫路の間で主なところで連立の可能性というか、これ、やらないといけないなど思っているようなところは、JRと山陽電鉄とでどんなところがありますか。教えてください。

○県

まず山陽電鉄のほうからお話ししますと、明石と姫路の間で鉄道高架したほうがいいなと思うところは、飾磨駅の付近です。ちょうど、姫路駅の南側になりますので、非常に交通量が多い、そんなところがございます。JRであれば、非常に乗降客が多く、稲美町、播磨町、加古川市、明石市境が入り組んだ箇所に土山駅というところがございますが、あそこはまだ高架されておられません。JRはなかなか高架が進んでいない。明石から加古川の間も、高架化がほとんど進んでいない状況です。

○委員

ありがとうございました。

(3) 河川事業 二級河川夢前川水系水尾川

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から御意見をいただきたいのですが、どなたかございませんか。

○委員

捷水路というところ、貯留管とどう違うんですか

○県

第1回で御説明した津門川が地下貯留管にあたります。現況の河川で流し切れない洪水を貯留管に落として、一時的に貯め、洪水が過ぎた後にポンプで河川に汲み上げるというのが貯留管でございます。今回の捷水路というのは、現況の河川で流し切れない洪水をオーバーフローさせて、捷水路に流入させて、余裕のある河川区間まで流して、自然に流れ込ませるものをいいます。

○委員

一時的に貯めた後にポンプで流すか、貯めずにそのまま自然に流すかの違い。

○県

そのとおりです。

○会長

ありがとうございました。

(4) 河川事業 一級河川由良川水系(竹田川圏域)黒井川

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から御意見をいただきたいのですが、どなたかございますでしょうか。

着実な事業進捗という表現を使われて、この審査会に出てきた案件の中で、用地買収にもものすごく時間を要して、どんどんと工期が延びていったという案件等ございました。

今回、用地買収については、3年強を見込んでいらっしゃるようでございますけれども、この見通しについては、うまくいくだろうというふうにお考えでしょうか。

○県

地元の要望が非常に強い地域でございまして、各自治会の会長等からの事業協力というものは得ておりますので、個人個人、やっぱりいろいろ御意見ある方もおられるとは思いますが、おおむね円滑に行けるのではないかとということで、この用地買収期間を設定しています。

○会長

ありがとうございます。

○委員

地元の方からの要望があるということですが、環境適合性のところに記述されているように、非常に美しい桜並木の川沿いで景観もすごくきれいなところだと私は認識しています。なので、そこを地元関係者の方と意見交換をされて対応方針を決定されるというふうに書かれているのですが、その対応するための予算も、この総事業費の中に入っているのでしょうか。また、桜並木に関係して地元の観光協会などが、毎年よく大々的にPRされていますが、そこら辺との調整も既に終わっておられるのでしょうか。

○県

まず、桜の費用でございますけれども、事業費に含んでおります。ただ、現況の桜については、工事上、伐採することになると思いますので、新たに植樹するのは、それほど大きくない木になりますので、元通り復元するとなっても相当の時間はいるのかなと考えてます。

地元と調整するということにつきましては、毛虫とか葉っぱが落ちるとか、そういうことで復元に反対されている方も一部おられますので、市も交えて、今後のあり方の検討に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

それから、地元で桜祭りとか、これまでやられておりますので、伐採するとなると、下火になるかもしれないですけども、そういうことも含めて、今後、どういうふうに対応していくかというのは、これから、ソフト面のことについては、市のほうとも協議しながらやっていくという状況でございます。

○委員

ぜひ丁寧にやっていただきたいのと、最後の費用対効果に含まれない効果の中に、景観なども含まれると思うのですが、なるべく皆さんが納得いくように、よく御説明して相談していただけたらなという気持ちでおります。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございました。ほかにございますか。

○委員

環境適合性のところで、オグラコウホネ等の生物調査を実施とありまして、オグラコウホネは水生植物なんですけれども、それ以外にも、魚類とか水生昆虫類とか、様々なものがあるかなと思うのですが、ここでの生物調査は、今は植物のみを想定されてますか。

○県

オグラコウホネは代表的なものということで、魚類等についても並行して実施いたします。

○委員

解りました。河川法でも川の環境を守るということもうたわれておるかと思いますが、トレードオフとせず、ぜひ両立させる方向でお願いしたいと思います。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

橋梁架替えについて、6年間で6橋の橋梁架け替えが計画されているところなんですけれども、架替え期間中は、1橋ずつ橋がなくなるという順序での検討なんですか。それとも、仮橋を架ける等の代替措置を取られるのでしょうか。

○県

前面のスクリーンをご覧ください。

橋梁架替えの概略の工程ですが、最初に小野橋から架替えを始めて、その次に明德橋と馬橋と、それから、その後に桜橋と新町橋、最後に黒井橋というような流れで、できるだけ同時並行しないようにずらして架替えをするというような工程でございます。非常にタイトな工程ですけれども、資料2ページの横断図のとおり、川幅はそんなに大きくないので、両側に橋台をつくれば、橋の真ん中に橋脚はなくても架かる幅員でございますので、例えば、用地買収をした川の外で、出水期に橋台を施工したり、上部工についても出水期にも一部施工ができますので、そういうことで、大体1橋につき2年あれば架替えられるのかなということで、こういう工程にしております。

馬橋と桜橋、この2つが、この町の中ではメイン通路になっておりますので、同時施工しないということで考えております。それから、黒井橋、駅に抜ける橋でございますので、これもできるだけ期間が重複させないということで考えております。

これら3橋につきましては、仮橋を架けた上で、架替えるということで考えております。

○委員

ありがとうございます。よく解りました。

(5) ほ場整備事業 入野2期地区

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から御意見をいただきたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○委員

最後に御説明いただいた担い手のお話しですとか、確か昨年度、同様の事例が出たときに、地域への貢献というのを説明してくださいと確かお願いしたという記憶をしまして、そこを多分、お答えをいただいたのかなというふうに思っています。ありがとうございます。

今の話は、計画段階というのがほとんどと思うので、書きにくいとは思うんですけども、できれば調書のほうに、そういった取組が進んでいるとか、そういったものを書いていただけると、よりよいんじゃないかと思うのですが、そういった修正は可能でしょうか。

○県

御説明しましたとおり、この事業を契機に農業経営を改めていこうということなので、地域では、事業に向けた話し合いとか、一定の取組もこの事業に向けて進めておりますので、そういった取り組んでいることについては、少し書き込みたいと思います。

○委員

ありがとうございます。単なる費用的に農家さんがもうかるだけじゃなくてというお話しを確か、昨年度したと思いますので、その辺、書ける範囲で書き換えていただければと思います。

○会長

この調書は、この審査会以外でどこかで使われるんですか。

○県

最終的には、公表します。

○会長

それでは、公表される段階にはしっかりと書き込んでおいていただくほうが説明性がありますねとそういう御指摘ですね。

○委員

そうです。

○会長

今の御依頼に対して、よろしく願いいたします。

○県

分かりました。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

今回の計画の農場生産の栽培面積を見ると、水稻・たまねぎとも面積が大きく拡大しているのですが、水源は大丈夫でしょうか。

○県

この地区は、水源がため池でございまして、今回、用水路をパイプライン化することによって、相当に用水のロスが少なくでき、水源にも余裕ができるということで、栽培を増加させようという計画でございます。

○委員

パイプライン化でロスが少なくなるので、水源は前もこれからもため池ですけれども、ある程度、増量が見込めるという理解でよろしいですね。

○県

はい、そのとおりでございます。

○委員

淡路の場合、たまねぎ栽培等のこともあって、標準区画が今回は100メートル×30メートルですけれども、長辺をもうちょっと短く取るケースも多いかと思うんですけれども、今回は100メートルということですか。

○県

そうです。

○委員

それは野菜栽培上、特に問題はないと考えてよろしいでしょうか。

○県

そうですね、ここでは野菜のメインとしては、たまねぎを作付するということになりますが、問題になるのは排水性の問題になりますが、長辺100メートルであれば、許容範囲といたしますか、これまでの実績でも100メートルでたまねぎ栽培を行っておりますので、可能であるという認識でございます。

○委員

了解しました。

○会長

ほかにございますか。

○委員

この地域でのほ場整備事業の必要性というのは、大変よく理解できました。環境との調

和への配慮ということで、様々な項目も、盛り込んでおられまして、これも着実にやっていただけたらと思っております。

この場合、今回、土水路をコンクリート水路に変えていく、それから、パイプライン化していくということがメインの一つとして入っているんですが、実際には、土水路という場所は生物多様性の保全上、非常に重要な場所です。設計段階から環境との調和への配慮を盛り込んでいただければというふうに思います。やっぱりその地域の生物相を守りながらやらないと、今、淡路島では、ほ場整備が進むことで、だんだんと土水路の生き物が非常に危険な状況に今なっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長

よろしくお願ひいたします。ほかにございますか。

○委員

暗渠排水を入れる場所が、ある程度限定されているようなんですけれども、土質等から判断されているということによろしいでしょうか。

○県

調査して土質等から排水性に問題があると考えられるところについて計画しています。

○委員

それ以外のところは、特に問題ないという御理解ですね。

○県

事前調査では、ないという判断をしておりますが、実施設計なり工事の段階で、必要だというような判断をすれば、そのときにはまた変更で対応していきたいというふうに考えております。

○委員

了解しました。

○会長

よろしいでしょうか。全体を振り返って、この新規事業5件について言い残した事とか、何かお気づきの点とかございましたら、今、承りますけれども、委員の先生方ございますか。それでは新規事業5件について着手妥当ということで、御判断いただひてよろしいでしょうか。異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

ありがとうございました。

ここで、本日の審議は終了いたします。

○県

長時間にわたりまして、御指南いただきましてありがとうございました。

第5回の審査会でございますが12月23日火曜日午後2時から、こちらで開催をさせていただきます。

議題は、審査結果の取りまとめということで、例年どおり非公開で開催をさせていただきたいと思っております。

これをもちまして、第4回の審査会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

以上